

第12次労働災害防止計画

(平成25年度～29年度)

労働災害防止推進計画

誰もが安心して健康に働くことができる
社会を実現するために

平成25年5月

愛媛労働局

1 計画のねらい

人の生命と健康はかけがえのないものであり、どのような社会、経済であっても、働くことで生命が脅かされたり、健康が損なわれたりするようなことは、本来あってはならない。

誰もが安心して健康に働くことができる社会を実現するためには、国や労働災害防止団体などだけでなく、労働者を雇用する事業者、作業を行う労働者、仕事を発注する発注者、仕事によって生み出される製品やサービスを利用する消費者など、全ての関係者が、働くことで生命が脅かされたり、健康が損なわれたりするようなことは、本来あってはならないという意識を共有し、安全や健康のためにかける必要のあるコストについて正しく理解し、それぞれが責任ある行動を取るような社会にしていかなければならない。

この計画は、平成25年度を初年度として、5年間にわたり国が重点的に取り組む事項を定めた「第12次労働災害防止計画」に基づき、策定するものである。

2 計画の評価と見直し

計画に基づく取組が着実に実施されるよう、毎年、計画の実施状況の確認、評価を行い、必要に応じ計画の見直しを検討する。

3 計画の目標

誰もが安心して健康に働くことができる社会の究極的な目標である「労働災害をゼロにすること」の実現に向け、以下の目標を計画期間中に達成することを目指す。

- (1) 死亡災害の撲滅を目指して、平成24年と比較して、平成29年までに労働災害による死亡者の数を15%以上減少させること
- (2) 平成24年と比較して、平成29年までに休業4日以上の労働災害による死傷者の数を15%以上減少させること

4 労働災害の動向

(1) 第11次労働災害防止計画目標の達成状況

平成20年度から平成24年度にかけて展開された第11次労働災害防止計画（以下「第11次防」という。）においては、平成19年比で平成24年の死亡者数を20%以上の減少、死傷者数を15%以上の減少、また、労働者の健康確保対策を推進し、定期健康診断の有所見者の増加傾向に歯止めをかけ、減少に転じさせることを目標としていたが、死亡者数は26人から16人（-10人、-34.5%）と20%以上の減少を見たが、死傷者数は1,780人から1,560人と220人、12.4%の減少に止まった。

また、第11次防の期間中の定期健康診断の有所見率は、平成20年48.8%、平成21年50.4%と増加傾向が続いていたが、それ以降は平成22年50.3%、平成23年49.6%と減少に転じている。（平成24年の確定値は6月の予定。）

以上のとおり、第11次防の目標に対する達成状況は次のとおりと評価できる。

ア 「死亡者数の20%以上の減少」については平成21年以降達成されている。

イ 「死傷者数の 15%以上の減少」については、12.4%の減少に止まっており、達成に至らなかった。(達成率は 83%)

ウ 「定期健康診断の有所見者の増加傾向に歯止めをかけ、減少に転じさせること」については、平成 22 年以降わずかながらも有所見率の減少傾向が認められ、一応の目標達成と評価できる。

(2) 愛媛県における労働災害の動向

ア 死亡災害の発生状況

第 11 次防期間中の死亡者数 91 人のうち、製造業が約 3 分の 1 を占め、第 1 位であり、第 2 位の建設業と合わせて過半数を占める。次いで運送業、商業、林業で多発しており、これら 5 業種で全業種の約 90%を占めている。

イ 死傷災害の発生状況

第 11 次防期間中の死傷者数 7,774 人は製造業・屋外型産業(鉱業、建設業、運送業、貨物取扱業、農林水畜産業)・第三次産業ではほぼ 3 等分されているが、逐次第三次産業の占める比率が増大して来ている。地域別には、中予では第三次産業、東予では製造業、南予では屋外型産業の占める比重が最も大きい。

災害が多発している業種のうち、製造業では機械災害、建設業・道路貨物運送業では墜落・転落災害、第三次産業では転倒災害、腰痛などが多発している。

事業場規模別にみると、労働者数 50 人未満の中小規模事業場における労働災害が 69.5%を占めている。

5 期間中の重点施策

社会の変化と安全衛生施策の方向性を踏まえて、以下の 4 つを重点施策とする。

- (1) 労働災害、業務上疾病発生状況の変化に合わせた対策の重点化
- (2) 行政、労働災害防止団体、業界団体等の連携・協働による労働災害防止の取組み
- (3) 社会、企業、労働者の安全・健康に対する意識改革の促進
- (4) 発注者、製造者、施設等の管理者による取組強化

6 重点施策ごとの具体的取組

(1) 労働災害、業務上疾病発生状況の変化に合わせた対策の重点化

近年の労働災害の発生状況を見ると、従来大きな割合を占めていた建設業や製造業の労働災害、じん肺、騒音・振動障害などの古くからの職業性疾病に加え、第三次産業の労働災害防止対策やメンタルヘルス対策など、新たな課題がますます重要となっており、重点とすべき対策の見直しが必要となっていることから、今後 5 年間、以下に掲げる対策を重点的に取り組むこととする。

ア 重点とする業種別労働災害防止対策

(ア) 労働災害件数を減少させるための重点業種対策

(現状と課題)

労働災害の発生状況を見ると、これまで重点的に取り組んできた建設業、製造業は、それぞれ平成 19 年から平成 24 年までの過去 6 年で大幅な減少が見られる一方で、安全衛生行政の重点対象としてこなかった第三次産業は 8.0%増加している。このうち、小売業、社会福祉施設、飲食店(以下「小売業等」という。)の労働災害の増加率が高

い。また、全労働災害の約1割を占める道路貨物運送業は、平成19年比で23.7%の減少を示しているものの、荷役作業時等における墜落災害の割合は約4割を占め、減少の傾向が見られない。

このため、労働災害発生件数を減少させるためには、小売業等や道路貨物運送業における荷役作業に対する重点的取組が必要となってきた。

《業種別の死傷者数の推移》

業種	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	19年対24年の 災害増減率
建設業	274	235	180	205	197	234	-14.6%
製造業	607	641	470	493	502	454	-25.2%
第三次産業	522	520	486	493	505	564	+8.0%
小売業	124	128	101	107	143	136	+9.7%
社会福祉施設	59	50	70	55	72	82	+39.0%
飲食店	26	25	42	32	44	47	+80.8%
道路貨物運送業	215	177	157	194	159	164	-23.7%
墜落災害	57	63	60	65	65	61	+7.0%

小売業等は、建設業や製造業に比べ、重篤度の低い転倒災害が占める割合が高いという特徴が見られる。また、高齢者の増大による医療、介護関連産業の拡大をはじめとする国民の需要構造の変化により、社会福祉施設の労働者の増加が見込まれることにも留意が必要である。

道路貨物運送業は、交通労働災害が全体の1割未満であるのに対し、荷役作業中の労働災害は約7割を占めている。また、荷役作業中の労働災害の約8割が、荷の積み込み先である発荷主や荷の届け先である着荷主（以下「荷主先等」という。）の構内で発生している。

荷役作業中の労働災害では、荷台や荷の上等からの墜落・転落が4割以上と最も多い。また、フォークリフト等の荷役運搬機械やロールボックスパレット（かご台車）等の人力機械による災害も少なからず発生している。こうした状況を踏まえ、道路貨物運送業における労働災害防止対策は、道路貨物運送事業者と荷役作業場所を管理する荷主先等が連携して進める必要がある。

このことから、小売業等や道路貨物運送業を労働災害を減少させるための重点業種として取り組むこととする。

(目標)

平成 24 年と比較して、平成 29 年までに、重点業種ごとに以下の目標の達成を目指す。

■小売業

労働災害による休業 4 日以上之死傷者の数を 20%以上減少させる。

■社会福祉施設

労働災害による休業 4 日以上之死傷者の数を 10%以上減少させる。

なお、社会福祉施設の減少目標は介護職員数の大幅な増加を見込んだ数値であり、労働者数に増減がないと仮定した場合には、25%以上減少させることに相当する水準である。

■飲食店

労働災害による休業 4 日以上之死傷者の数を 20%以上減少させる。

■道路貨物運送業

労働災害による休業 4 日以上之死傷者の数を 10%以上減少させる。

(推進事項)

① 第三次産業（特に小売業、社会福祉施設、飲食店）対策

- ・第三次産業については特に労働災害発生件数の多い小売業、社会福祉施設（介護施設）、飲食店に重点的に取り組む。

①-1 安全衛生管理体制の強化

- ・小売業等では、パートやアルバイトなどの非正規労働者を含めた安全衛生活動が現場で着実に取り組まれるよう、指導する。

①-2 小売業に対する集中的取組

a 労働災害防止意識の向上

- ・小売業の労働災害のうち、事故の型別で全体の約 3 割と最も多く発生している転倒災害は、一般的に、労働の現場のみならず日常生活においても起こりうるものと考えられている。このため、転倒災害をはじめとする労働災害の防止に対する意識が事業者、労働者の双方とも希薄になりがちであり、結果として職場の安全意識が醸成されにくい傾向がある。このことを踏まえ、4 S（整理・整頓・清掃・清潔）の徹底による転倒災害の防止を図るとともに、労働災害の防止は、経営や業務の合理化・効率化にも繋がるという観点に立ち、労働災害防止意識の浸透・向上を図る。

b バックヤードを中心とした作業場の安全化

- ・小売業では、労働災害の多くがバックヤードで発生しているため、バックヤードでの作業の実態に着目して、危険箇所の見える化（危険マップによる危険箇所の表示等）、リスクアセスメント、KY（危険予知）活動等による危険の低減を事業場に働きかける。

①-3 社会福祉施設（介護施設）に対する集中的取組

- ・社会福祉施設（介護施設）に対して、地方自治体が行う介護事業者に対す

る研修会や指導と連携し、労働者に対する安全衛生教育の徹底、4 Sの徹底による転倒災害等の防止、介護機器の導入による腰痛予防、職場における腰痛予防対策指針で定める腰痛の健康診断の普及・徹底を指導する。

①-4 飲食店に対する集中的取組

- ・飲食店では、転倒災害と切れ・こすれ災害で全体の半数を占めているため、これらの事故の型による災害防止を重点として、4 Sの徹底による転倒災害等の防止、安全作業マニュアル等の徹底を指導する。

② 道路貨物運送業対策

a 荷役作業の労働災害防止対策の普及、徹底等

- ・道路貨物運送業の労働災害の約7割が荷役作業時に発生しているため、陸運関係団体とも連携して「トラックの荷役作業における安全ガイドライン」の周知・普及を図る。

b トラック運転手に対する安全衛生教育の強化

- ・荷主との役割分担でトラック運転者が荷役作業を担うこととなる場合には、トラック運転者に対する安全衛生教育の中で、荷役作業の墜落・転落防止対策や荷の運搬中の労働災害防止対策の充実・強化を図る。

c 荷主による取組の強化

- ・荷主等が管理する施設での労働災害の防止対策も含め、貨物の運送を担当する道路貨物運送事業者側と運送を依頼する側の役割分担をモデル運送契約書の普及等により明確にし、役割分担に基づいてそれぞれが実施すべき措置の実施を促進する。

(イ) 重篤度の高い労働災害を減少させるための重点業種対策

(現状と課題)

死亡災害は長期的には減少してはいるものの、依然として年間20名近くの人が労働災害で亡くなっており、重篤な災害を防止するという観点からは、その24%を占める「墜落・転落災害」、15%を占める「はさまれ・巻き込まれ災害」、14%を占める「飛来・落下災害」の防止対策を徹底させなければならない。

墜落・転落災害は、4割以上が建設業で、はさまれ・巻き込まれ災害は半数が製造業で発生しており、これらの災害は、死亡という最悪の結果に至らなくとも、障害が残る可能性が高い災害である。

また、建設業にあっては、老朽化したインフラや建造物の解体・改修工事の増加も予想されることから、解体・改修工事での安全対策の徹底も必要である。

林業は、毎年、複数の死亡災害が発生し、伐木作業における伐倒木等の飛来・落下災害が後を絶たない。

以上のことから、重篤な災害の防止に着目した取組を必要とする業種として、建設業、製造業（特に、食料品製造業、パルプ・紙製品製造業、窯業・土石製品製造業、金属製品製造業、一般機械器具製造業、造船業の6業種）及び林業を重点業種とする。

《建設業、製造業、林業の死亡者数の推移》

業種	平成15年 ～19年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成20年 ～24年
全業種	130	26	27	15	19	14	16	91
建設業	46	6	5	3	6	3	4	21
製造業	34	8	9	7	5	4	5	30
林業	7	2	0	2	2	2	3	9

(目標)

平成24年と比較して、平成29年までに、重点業種ごとに以下の目標の達成を目指す。

■建設業

労働災害による死亡者の数を20%以上減少させる。

■製造業

労働災害による死亡者の数を20%以上減少させる。

■林業

労働災害による死亡者の数を20%以上減少させる。

(推進事項)

① 建設業対策

a 墜落・転落災害防止対策

- ・足場、はしご、屋根等からの墜落・転落災害防止対策の推進を図る。
- ・墜落・転落災害の防止対策として安全帯に頼る作業においては、墜落時の身体への衝撃が大きい胴ベルト型の安全帯に代わり、墜落時に衝撃が少ないハーネス型の安全帯の普及を図る。

b 解体及び自然災害の復旧・復興工事対策

- ・老朽化したインフラや建造物の解体・改修工事や台風、大雨等の自然災害に対する復旧・復興工事での労働災害防止対策の徹底を図る。
- ・解体用機械に係る改正労働安全衛生規則の周知徹底を図る。
- ・アスベストのばく露や飛散の防止を徹底するとともに、地方公共団体等と連携して、事前調査の実施と届出が適切になされるよう指導を行い、不適切な事案には厳正に対処する。

② 製造業対策

a 機械災害防止対策の推進

- ・死亡災害や障害の残る災害につながりやすい、はさまれ・巻き込まれ災害、切れ・こすれ災害の防止を重点に、機械災害が発生した事業場における原因の究明と機械設備の本質安全化を図るとともに、機械設備の安全性に問題がある事案については、製造者等の機械設備の提供者による改善を促進する。
- ・食品加工用機械に係る改正労働安全衛生規則の周知徹底を図る。

b 労働災害防止団体等と連携した取組み

- ・小規模事業場における安全衛生活動の底上げを図るため、事業者団体、労働災害防止団体等と連携を図るとともに、安全衛生に関する活動を支援する。

③ 林業対策

a かかり木処理作業の安全確保対策

- ・ かかり木の処理の作業における労働災害防止のためのガイドラインの周知・徹底を図る。

b 労働災害防止団体等と連携した取組み

- ・ 林業関係団体、労働災害防止団体等と連携を図るとともに、パトロール等への活動を支援する。

イ 重点とする健康確保・職業性疾病対策

(現状と課題)

- ・ 健康面では、精神障害を防止するためのメンタルヘルス対策や、脳・心臓疾患を防止するための過重労働対策に対して引き続き重点的取組が必要である。メンタルヘルス不調者を増やさないためには、メンタルヘルス不調者の早期発見・早期治療に加え、メンタルヘルス不調になりにくい職場環境に改善していくことが必要である。また、厳しい社会経済情勢の中で、業務が複雑化、高度化し、さらに迅速化等が求められる中、過重労働による健康障害を防止し、労働者の心と体の健康を保持増進するとともに、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の観点からも長時間労働の抑制が求められている。

《愛媛県内の事業場のメンタルヘルス対策の取組状況》

取組内容	事業場数	実施率
心の健康づくり計画を策定している	377	45.4%
メンタルヘルス推進担当者を選任している	389	46.9%
メンタルヘルスの相談体制が整備されている	509	61.3%
労働者への教育研修を実施している	362	43.6%
管理監督者への教育研修を実施している	448	54.0%
心の問題で過去1年以内に1月以上の休職者がいる	207	24.9%

（平成24年5月メンタルヘルス自主点検調査の結果。調査対象：労働者50人以上規模の1314事業場。うち、回答事業場数：830。実施率は回答事業場での割合。）

《愛媛県内の脳・心臓疾患及び精神障害の労災認定件数の推移》

疾病	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
脳・心臓疾患	2	4	2	3	7	4
精神障害 (うち自殺)	1	4 (2)	2	3 (1)	2	8 (2)

- ・ 印刷業での胆管がんの労災請求を契機に、化学物質による職業がんの防止対策の強化が急務となっており、特定化学物質障害予防規則等による規制の対象となっていない化学物質による健康障害を効果的に防止するための対策が重要な課題となっている。
- ・ 愛媛県内の有機溶剤等を使用している印刷業事業場に対する通信調査において、製

品に含まれる化学物質の有害性に係る情報をSDS（化学物質安全データシート）等により、「入手した上で、周知している」と回答した事業場は62.0%にとどまっている。

《愛媛県内の印刷業事業場における有機溶剤中毒防止対策の実施状況》

	局所排気装置等	特殊健診	作業主任者	作業環境測定	有害性情報の周知
対象数	71	71	71	71	71
実施数	24	5	14	7	44
実施率(%)	33.8	7.0	19.7	9.9	62.0

（平成24年8月印刷業で労働者数50人未満の事業場に対する通信調査の結果。

回答のあった事業場のうち有機溶剤等を使用する71事業場）

- ・業務上疾病の約6割を占める腰痛が、社会福祉施設、小売業、陸上貨物運送事業等の労働災害件数を押し上げているほか、夏季を中心とした熱中症への対策も引き続き重要であること。
- ・じん肺の新規有所見者は、毎年40人前後で推移しており、平成25年度を初年度とする「第8次粉じん障害防止総合対策」に基づき、引き続き、粉じん障害防止対策の推進が必要である。

《愛媛県内の腰痛（労働災害）の発生件数の推移》

	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
業務上疾病件数	99	77	83	80	92	未確定
腰痛の件数	65 (65.7%)	46 (59.7%)	62 (74.7%)	53 (66.2%)	53 (57.6%)	未確定 ()%

（腰痛件数の（ ）内は業務上疾病に占める割合）

《愛媛県内の職場の熱中症による休業4日以上労働災害件数》

	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
熱中症件数	1	2 (1)	2	6	4	3

（（ ）内は死亡災害(内数)）

① メンタルヘルス対策

（目標）

平成29年までにメンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合を80%以上とする。

（推進事項）

a メンタルヘルス不調予防のための職場改善の取組

- ・メンタルヘルス不調の予防のためには、労働者がストレスチェック等に基づきセルフケアを行えるようにすることや日常的に労働者と接する管理監督者が

適切に対応できるようにすることが重要であり、管理監督者と労働者への教育研修・情報提供の推進を図る。

- ・メンタルヘルス不調を予防する観点から、「職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた提言」を参考に、問題の現状や課題、取組例等について、ポータルサイト「あかるい職場応援団」等を通じて周知啓発を行い、パワーハラスメント対策の推進を図る。

b ストレスへの気づきと対応の促進

- ・労働者のストレスへの気づきを促すようストレスチェック等の取組を推進するとともに、事業場内での相談体制の整備を推進する。

c メンタルヘルス対策支援センターの活用

- ・職場でのメンタルヘルス対策は、ストレスへの気づきを促すための労働者への教育研修、職場復帰支援等を総合的に実施することが必要であり、事業者がこうした取組が行えるようメンタルヘルス対策支援センターの活用を推進する。

d 職場復帰対策の促進

- ・メンタルヘルスに問題を抱える労働者の職場復帰支援に対する事業場の取組の推進を図る。また、働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」等の活用を推進する。

② 過重労働対策

(目標)

平成 29 年までに衛生委員会において過重労働対策を審議している事業場の割合を 80%以上とする。

(推進事項)

a 健康管理の徹底による労働者の健康障害リスクの低減

- ・衛生委員会における過重労働対策の審議や、事業者による労働者の健康診断の実施と労働時間の的確な把握・管理にも留意した事後措置等の健康管理を徹底し、恒常的な長時間労働を発生させない労務管理の推進と合わせ、労働者の過労に伴う健康障害のリスクを低減させる。

b 働き方・休み方の見直しの推進

- ・不規則勤務や深夜労働の多い業種・職種に重点を置き、効果的な疲労の回復につながる休日・休暇の付与・取得を促進する。
- ・恒常的な長時間労働に従事する労働者の多い業種・職種に重点を置き、労使の取組を効果的に促すとともに、「労働基準法第 36 条第 1 項の協定で定める労働時間の延長の限度に関する基準」の遵守を図ること等により、時間外労働の削減を推進する。

③ 化学物質による健康障害防止対策

(目標)

職場における化学物質管理の推進のため、平成 29 年までに GHS 分類において危険有害性を有する全ての化学物質について、危険有害性の表示と安全データシ

ト (SDS) の交付を行っている化学物質製造者の割合を 80%以上とする。

※「GHS」とは、「化学品の分類・表示に関する世界調和システム (The Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals) の略称で、化学品の危険有害性に関する情報を、それを取り扱う全ての人々に正確に伝えることによって、人の安全・健康及び環境の保護を行うことを目的としているもので、危険有害性を判定するための分類基準やそれに従って分類した結果を情報伝達するための手段 (ラベルや安全データシート (Safety Data Sheet : SDS) が示されている。

(推進事項)

○リスクアセスメントの促進と危険有害性情報の適切な伝達・提供

- ・規制対象であるか否かにかかわらず、危険性又は有害性の高い化学物質が適切な管理のもとで使用されることを確保するため、化学物質に関するリスクアセスメントを促進する。
- ・リスクアセスメント等による事業者の自主的な化学物質管理に資するため、メーカー、卸売業者等に対し化学物質の製造又は流通の過程での危険有害性の表示と安全データシート (SDS) の交付の促進を図る。

④ 腰痛・熱中症予防対策

(目標)

■腰痛

平成 24 年と比較して、平成 29 年までに社会福祉施設の腰痛を含む労働災害による休業 4 日以上死傷者の数を 10%以上減少させる (再掲)

■熱中症

平成 20 年から平成 24 年までの 5 年間と比較して、平成 25 年から平成 29 年までの 5 年間の職場での熱中症による休業 4 日以上労働災害の死傷者の数を 20%減少させる。

(推進事項)

④-1 腰痛予防対策

a 腰痛予防教育の強化

- ・特に腰痛が懸念される社会福祉施設 (介護施設)、小売業、陸上貨物運送事業を重点として、雇入れ時教育に腰痛予防対策を盛り込むことを促進する。

b 介護労働者の腰痛予防手法・教育の普及

- ・社会福祉施設 (介護施設) に対して、地方自治体等が行う介護事業者に対する研修会や指導と連携し、労働者に対する安全衛生教育の徹底、4 S の徹底による転倒災害等の防止、介護機器の導入による腰痛予防、職場における腰痛予防対策指針で定める腰痛の健康診断の普及・徹底を指導する。

④-2 熱中症対策

a 屋外作業での作業環境測定と評価の実施

- ・夏季の屋外作業について、作業環境の測定と評価に基づく必要な措置の実施を徹底する。

⑤ 受動喫煙防止対策

(目標)

平成 29 年までに職場の受動喫煙防止対策を講じている事業場の割合を 85%以上とする。

(推進事項)

a 普及・啓発

- ・愛媛県の推進する県民健康づくり運動と連携し、受動喫煙の健康への有害性に関する理解を図るための教育啓発と事業者に対する効果的な支援の実施により、受動喫煙防止対策を普及・促進する。

b 受動喫煙防止対策の強化

- ・職場での禁煙、空間分煙、その他飲食店、ホテル・旅館等のうち対応の困難な事業場では換気等による有害物質濃度の低減等の措置により、受動喫煙防止対策の実施を徹底する。

⑥ 電離放射線障害防止対策

(推進事項)

- ・原子力施設における放射線被ばくの低減、東京電力福島第一原子力発電所の事故の教訓を踏まえ、緊急作業に備えた準備状況の確認、東京電力福島第一原子力発電所での緊急作業に従事した労働者に対する健康管理対策等に取り組む。

ウ 業種横断的な取組

(現状と課題)

- ・リスクアセスメントは、規模 50 人以上で努力義務のある事業場のうち 7 割を超える事業場に導入されているが、第三次産業では約 5 割にとどまっている。小規模事業場を含め、製造業、建設業等ではさらにリスクアセスメントを定着させ、一方、第三次産業では引き続き導入促進を図る必要がある。
- ・リスクアセスメントは、安全衛生全体を含むものであるが、現状では安全分野が先行しており、労働衛生分野の取組が進んでいない。

《リスクアセスメントの導入状況》

(平成 25 年 3 月末現在)

業種	製造業	屋外型産業	建設業					林業	第三次産業	商業	通信業	接客娯楽業	清掃・と畜業	合計
			建設業	送業	道路貨物運	送業・その他	道路旅客運							
対象事業場数	374	126	29	59	23	11	4	100	22	24	25	29	600	
実施事業場数	297	102	26	52	12	9	3	53	18	18	5	12	452	
実施率	79.4 %	81.0 %	89.7 %	88.1 %	52.2 %	81.8 %	75.0 %	53.0 %	81.8 %	75.0 %	20.0 %	41.4 %	75.3 %	

(労働者数 50 人以上規模事業場の集計値)

- ・労働災害に占める 60 歳以上の割合も、平成 19 年から平成 24 年までの間で 15%から 22%に増加している。今後、高年齢労働者のさらなる増加が予想されるため、加齢による身体機能の低下や基礎疾患に関連する労働災害の発生防止を強化する必要がある。

《高年齢労働者の労働災害の推移》(単位：人)

	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年
労働災害	1,780	1,709	1,440	1,537	1,528	1,560
50 歳以上	780 (43.8%)	798 (46.7%)	652 (45.3%)	696 (45.3%)	729 (47.7%)	740 (47.4%)
うち 60 歳以上	270 (15.2%)	316 (18.5%)	273 (19.0%)	306 (19.9%)	303 (19.8%)	346 (22.2%)

(推進事項)

① リスクアセスメントの普及促進

a 中小規模事業場へのリスクアセスメントと労働安全衛生マネジメントシステムの導入促進

- ・中小規模事業場に対してリスクアセスメントの導入を促進するとともに、その導入状況を踏まえて、リスクアセスメントへの取組が進んでいる中小規模事業場に対して、労働安全衛生マネジメントシステムの導入を促進する。
- ・リスクアセスメント、労働安全衛生マネジメントシステムの導入状況について、自主点検等の実施状況等により把握を行う。

b 労働衛生分野のリスクアセスメントの促進

- ・規制対象であるか否かにかかわらず、有害性の高い化学物質が適切な管理のもとで使用されることを確保するため、化学物質に関するリスクアセスメントを促進する。
- ・腰痛、熱中症等の労働衛生分野においてもリスクアセスメントの実施を促進する。

c 労働災害防止対策重点業種におけるリスクアセスメントの定着及び導入促進

- ・リスクアセスメント導入率の高い製造業、建設業及び林業においては、重篤な労働災害の防止のため、さらなるリスクアセスメントの定着と効果的な実施を推進する。
- ・第三次産業で多発している転倒災害、腰痛等の防止対策としてリスクアセスメント導入の有効性を周知し、各種商品小売業を最重点として第三次産業での実施率 7 割を目標とし、その導入を促進する。

② 高年齢労働者対策

a 身体機能の低下に伴う労働災害防止の取組

- ・高齢化や高齢者雇用の進展に伴う高年齢労働者数の増加により、高年齢労働者の労働災害が増加しているため、労働災害事例集等により、高齢者の割合の高

い職場で、段差の解消、手すりの設置、必要な照明の確保などの職場の残留リスクの低減や、身体機能の低下を防ぐための運動が促進されるよう、労働災害防止団体等と連携して指導する。

b 基礎疾患等に関連する労働災害防止

- ・基礎疾患等の健康障害リスクを持つ労働者に対して、労働者自身による健康管理を徹底するよう促すとともに、日常的な作業管理や労務管理の中で、本人の申告に基づいて健康状態を把握し、労働災害につながるような状態で作業に従事することのないよう、注意喚起する。
- ・体調不良が重篤な労働災害につながりやすい建設作業について、建設業労働災害防止協会等と連携し、作業開始前の健康状態のチェックやその結果に基づく適切な作業配置を促進する。
- ・定期健康診断結果に基づく保健指導や事後措置の中で、労働者自身の健康管理のみならず、基礎疾患が誘発しうる労働災害を防止する観点からも適切な指導・対応が必要である旨を、産業医や地域産業保健センター等を通じて周知徹底する。

③ 非正規労働者対策

a 非正規労働者に関する安全衛生活動の推進

- ・食料品製造業、小売業、飲食店など非正規労働者の比率の高い業種を重点に、パートやアルバイトなどの非正規労働者に対する安全衛生教育、健康管理の充実等の推進を図る。

b 就業形態の多様化を踏まえた責任の明確化

- ・建設業における一人親方や、製造業における業務請負など、就業形態が多様化・複雑化する中で、労働災害防止の責任の所在があいまいにならないよう、多様な就業形態が混在するような労働現場において、労働災害防止の責任の明確化を図る。

(2) 行政、労働災害防止団体、業界団体等の連携・協働による労働災害防止の取組み

(問題意識)

- ・労働災害は長期的には減少してきているものの、建設業や製造業では依然として重篤な労働災害が発生し、また、第三次産業の労働災害の増加という厳しい状況に対応するためには、行政だけでなく、労働災害防止団体、業界団体、民間の安全衛生専門家等が連携し合い、協働して取り組んでいくことが必要になっている。

(推進事項)

① 専門家と労働災害防止団体の活用

a 安全衛生分野の専門家の活用

- ・労働災害防止団体、業界団体、民間の安全衛生専門家等との連携、安全衛生労使専門家会議の実施等、専門家の知識やノウハウを活用しながら、安全衛生施策の推進を図る。

b 労働災害防止団体の活動の活性化

- ・労働災害防止について最も専門的なノウハウを持つ専門家集団として、業界の

労働災害防止活動の推進役としての役割、労働災害防止に関する情報収集、教育指導機関としての役割を担う労働災害防止団体の果たすべき役割はますます重要となっている。労働災害防止団体が、労働災害防止団体の精神に則り、以下の活動を実施することを奨励する。

- (a) 所管する業界に対する労働災害防止活動への技術的指導及び援助について、具体的計画を定め、自ら責任をもって実施すること。
- (b) 安全管理士等を活用し、事業者による自主的かつ体系的な安全衛生水準の向上を促進すること。
- (c) 全国安全週間説明会、全国労働衛生週間説明会に第三次産業事業場の参加を促すこと。
- (d) 愛媛労働災害防止団体協議会主催の愛媛産業安全衛生大会の開催を通じ、広く県民に安全衛生意識の高揚を図ること。

② 業界団体との連携による実効性の確保

- ・安全衛生施策の推進には、業界団体との協力関係が必要不可欠であり、特に第三次産業に重点を置いて、商工会議所、中小企業団体中央会、業種別の生活衛生同業組合、チェーンストア協会など主たる業界団体との関係づくり、具体的な施策の進め方についての協議等を行い、業界と協調的に取組を進める。

③ 産業保健機関の活用

- ・メンタルヘルス対策を含めた産業保健活動について、愛媛産業保健推進連絡事務所及びメンタルヘルス対策支援センター等と連携し、産業医や産業保健専門職で構成された産業保健機関の活用を図る。
- ・労働者 50 人未満の小規模事業場における労働者の健康確保について、地域産業保健推進センター事業の利用促進を図る。

④ 建設工事発注者、労働災害防止団体、行政の連携・協働の推進

- ・愛媛県等建設工事発注者、建設業労働災害防止協会愛媛支部、愛媛労働局が一体となって建設業における死亡災害の防止に取り組む建設事業ノーダン運動をモデルとし、さらに連携・協働の推進を図る。

(3) 社会、企業、労働者の安全・健康に対する意識変革の促進

(問題意識)

- ・安全や健康にかかわる問題は、家族も含む全国民的問題であるにもかかわらず、安全衛生対策は、企業の中でも十分に共有されていない場合もあり、また一般社会でも認知度は必ずしも高いとはいえない。
- ・企業が積極的に安全衛生対策を進めるためには、労働者の安全や健康を守らなければいけないという経営トップの強い意識が重要である。

(推進事項)

① 経営トップの労働者の安全や健康に関する意識の高揚

- ・労働災害防止に向けた取組が低調な企業の経営トップに対して様々な手法、機会

を活用して、労働者の安全や健康に関する意識付けを行う。

② 労働環境水準の高い業界・企業の積極的公表

- ・労働環境水準の高い団体や企業については、積極的にホームページ等で公表することを推進し、また、労働災害防止団体の会員企業が、求人の際等に当該団体の会員であることをPRできるように労働災害防止団体の活動水準の向上を支援することを通じ、求職者が労働環境の良い企業を容易に把握できるようにする。

③ 労働災害防止に向けた国民全体の安全・健康意識の高揚、危険感受性の向上

- ・大学における安全衛生教育や高校生のインターンシップの際における安全衛生教育に対する協力など、国民全体の危険に対する感受性を高め、働く場での安全や健康を確保するためのルールを守ることについて、地域、職域、学校との連携・支援を行う。

(4) 発注者、製造者、施設等の管理者による取組強化

(問題意識)

- ・労働安全衛生法令は、建設業や造船業以外の業種における発注者等に対する責任は限定的であるため、外部委託によって安全衛生上の配慮義務や責任を逃れたり、過度に安価な発注を行って、受注者が必要な安全衛生対策のための経費を計上できないような状況が発生しないよう、発注者等による取組を強化する必要がある。
- ・機械の包括的安全基準により、機械等の本質安全化に向けた取組を推進してきたが、労働安全衛生法の中で、労働者に機械設備を使わせる事業者の責任にとどまらず、機械の製造者等の機械設備の提供者も一定の責任を負う仕組みについての検討が必要である。
- ・雇用形態が多様な労働者が混在していたり、雇用関係のない納入業者等が出入りするような場で労働災害を防止するためには、個々に事業者責任を規定する体系に加え、施設等の管理者の責任のあり方も検討していく必要がある。

(推進事項)

事業者責任に加えて、発注者、製造者など、より上流の段階での安全衛生に対する取組を強化する。

① 発注者等による安全衛生への取組強化

a 発注者等による安全衛生への取組強化

- ・過度に安価な発注を行って、受注者が必要な安全衛生対策のための経費を計上できないような状況が発生しないよう、建設業以外についても、発注者による取組を強化する。

b 荷主による取組の強化（再掲）

- ・荷主等が管理する施設での労働災害の防止対策も含め、貨物の運送を担当する道路貨物運送事業者側と運送を依頼する側の役割分担をモデル運送契約書の普及等により明確にし、役割分担に基づいてそれぞれが実施すべき措置の実施を促進する。

c 建設工事発注者に対する要請（再掲）

- ・建設業の発注者に対し、仕様書に安全衛生に関する事項（アスベスト対策を含む）を盛り込むなど、施工時の安全衛生を確保するための必要な経費を積算するよう要請する。

② 製造段階での機械の安全対策の強化

- ・製造業では、依然として機械設備により障害を伴うような重篤な労働災害が多発していることに加え、小売業などでも食品加工機械等による労働災害が発生しているため、機械設備の本質安全化を推進する。
- ・機械災害が発生した事業場における原因の究明と機械設備の本質安全化を図るとともに、機械設備の安全性に問題がある事案については、製造者等の機械設備の提供者による改善を促進する。

③ 労働者以外の人的・社会的影響も視野に入れた対策の検討

- ・アスベストの飛散、クレーンや足場の倒壊、爆発火災災害等は、労働災害のみならず、時として周辺住民等にも影響を及ぼすため、産業現場で発生する事故によって生じる労働者以外の人的・社会的被害を防ぐという観点から、他の行政機関の施策との連携を図る。

第 11 次防期間中の労働災害の発生状況

(1) 主要業種別労働災害発生状況

ア 製造業

①□ 食料品製造業

平成 19 年以降の死傷者数の推移は、123 人 (H19 年)、158 人 (H20 年)、98 人 (H21 年)、130 人 (H22 年)、117 人 (H23 年)、111 人 (H24 年) と増減を繰り返し、最終年である平成 24 年は、対 H19 年比で 12 人、9.8%の減少となった。

第 11 次期間中の死傷災害 614 件を「事故の型別」に見ると、「転倒」176 件 (28.7%) 「はさまれ・巻き込まれ」147 件 (23.9%)、「切れ・こすれ」98 件 (16.0%)、「動作の反動」44 件 (7.2%)、「墜落・転落」41 件 (6.7%)、「高温・低温物との接触」25 件 (4.1%) となっている。

また、「起因物別」で見ると、「建築物・構築物」175 件 (28.5%)、「一般動力機械」149 件 (24.3%)、「人力機械工具等」69 件 (11.2%)、「用具」56 件 (9.1%)、「動力運搬機」46 件 (7.5%)、「荷」35 件 (5.7%) となっている。

第 11 次期間中の死亡者数は 2 人で搬送設備による「はさまれ災害」、「交通事故」である。

② 木材・木製品製造業

平成 19 年以降の死傷者数の推移は、41 人 (H19 年)、45 人 (H20 年)、32 人 (H21 年)、26 人 (H22 年)、29 人 (H23 年)、27 人 (H24 年) と減少傾向にあり、最終年である平成 24 年は、対 H19 年比で 14 人、34.1%の減少となった。

第 11 次期間中の死傷災害 159 件を「事故の型別」に見ると「はさまれ・巻き込まれ」59 件 (37.1%)、「切れ・こすれ」41 件 (25.8%)、「飛来・落下」17 件 (10.7%)、「墜落・転落」14 件 (8.8%)、「転倒」10 件 (6.3%) となっている。

また、「起因物別」で見ると、「木材加工用機械」79 件 (49.7%)、「材料」25 件 (15.7%)、「動力運搬機」24 件 (15.1%) となっている。

第 11 次期間中の死亡者数は 1 人で、皮剥ぎ装置による「はさまれ災害」である。

③ パルプ・紙、紙加工品製造業

平成 19 年以降の死傷者数の推移は、68 人 (H19 年)、64 人 (H20 年)、56 人 (H21 年)、46 人 (H22 年)、59 人 (H23 年)、49 人 (H24 年) と減少傾向にあり、最終年である平成 24 年は、対 H19 年比で 19 人、27.9%の減少となった。

第 11 次期間中の死傷災害 274 件を「事故の型別」に見ると、「はさまれ・巻き込まれ」130 件 (47.4%)、「転倒」28 件 (10.2%)、「切れ・こすれ」26 件 (9.5%)、「墜落・転落」21 件 (7.7%)、「動作の反動・無理な動作」17 件 (6.2%)、「飛来・落下」17 件 (6.2%) となっている。

また、「起因物別」で見ると、「一般動力機械」125 件 (45.6%)、「建築物・構築物」37 件 (13.5%)、「動力運搬機」25 件 (9.1%)、「用具」18 件 (6.6%)、「荷」14 件 (5.1%) となっている。

第 11 次期間中の死亡者数は 4 人で、ロール設備、反転装置、包装設備など製造設備にかかる「はさまれ災害」である。

④ 窯業土石製品製造業

平成 19 年以降の死傷者数の推移は、35 人 (H19 年)、25 人 (H20 年)、17 人 (H21 年)、15 人 (H22 年)、12 人 (H23 年)、28 人 (H24 年) と減少傾向にあり、最終年である平成 24 年は、対 H19 年比で 7 人、20.0%の減少となった。

第 11 次期間中の死傷災害 97 件を「事故の型別」に見ると、「はさまれ・巻き込まれ」29 件 (29.9%)、墜落・転落」21 件 (21.6%)、「転倒」9 件 (9.3%)、「崩壊・倒壊」10 件 (10.3%)、「飛来・落下」8 件 (8.2%)、「動作の反動・無理な動作」6 件 (6.2%)、となっている。

また、「起因物別」で見ると、「動力運搬機」20 件 (20.6%)、「建築物・構築物」19 件 (19.6%)、「材料」13 件 (13.4%)、「一般動力機械」10 件 (10.3%)、「用具」10 件 (10.3%) となっている。

第 11 次期間中の死亡者数は 5 人で、ずりビン内において砕砂が崩壊し、5 人が死傷、うち 2 名が死亡する重大災害が発生している。

⑤ 金属製品製造業

平成 19 年以降の死傷者数の推移は、89 人 (H19 年)、88 人 (H20 年)、67 人 (H21 年)、67 人 (H22 年)、64 人 (H23 年)、49 人 (H24 年) と減少傾向にあり、最終年である平成 24 年は、対 H19 年比で 40 人、44.9%の減少となった。

第 11 次期間中の死傷災害 335 件を「事故の型別」に見ると、「はさまれ・巻き込まれ」81 件 (24.2%)、「飛来・落下」77 件 (23.0%)、「転倒」38 件 (11.3%)、「墜落・転落」36 件 (10.7%)、「切れ・こすれ」26 件 (7.8%) となっている。

また、「起因物別」で見ると、「材料」97 件 (29.0%)、「金属加工用機械」53 件 (15.8%)、「用具」49 件 (14.6%)、「建築物・構築物」44 件 (13.1%)、「動力クレーン等」36 件 (10.7%)、「動力運搬機」14 件 (4.2%) となっている。

第 11 次期間中の死亡者数は 3 人で、荷の落下災害、不活性ガスの吸入による災害、熱中症による災害などである。

⑥ 一般機械器具製品製造業

平成 19 年以降の死傷者数の推移は、43 人 (H19 年)、51 人 (H20 年)、48 人 (H21 年)、40 人 (H22 年)、50 人 (H23 年)、41 人 (H24 年) と横ばい状況にあり、最終年である平成 24 年は、対 H19 年比で 2 人、4.7%の減少に止まった。

第 11 次期間中の死傷災害 230 件を「事故の型別」に見ると、「はさまれ・巻き込まれ」74 件 (32.2%)、「飛来・落下」39 件 (17.0%)、「墜落・転落」36 件 (15.7%)、「切れ・こすれ」19 件 (8.3%)、「激突され」13 件 (5.7%)、「動作の反動等」13 件 (5.7%) となっている。

また、「起因物別」で見ると、「金属加工用機械」53 件 (23.0%)、「材料」38 件 (16.5%)、「動力クレーン等」29 件 (12.6%)、「建築物・構築物」24 件 (10.4%)、「用具」24 件 (10.4%)、「一般動力機械」15 件 (6.5%) となっている。

第 11 次期間中の死亡者数は 2 人で、ドラムによる「はさまれ災害」、吊り荷の落下による「飛来・落下災害」である。

⑦ 造船業

平成 19 年以降の死傷者数の推移は、96 人 (H19 年)、95 人 (H20 年)、63 人 (H21 年)、67 人 (H22 年)、60 人 (H23 年)、54 人 (H24 年) と減少傾向にあり、最終年である平成 24 年は、対 H19 年比で 42 人、43.8%の減少となった。

第 11 次期間中の死傷災害 339 件を「事故の型別」に見ると、「墜落・転落」97 件 (28.6%)、「飛来・落下」68 件 (20.1%)、「はさまれ・巻き込まれ」47 件 (13.9%)、「転倒」29 件 (8.6%)、「崩壊・倒壊」24 件 (7.1%) となっている。

また、起因物別で見ると、「建築物・構築物」122 件 (36.0%)、「材料」59 件 (17.4%)、「用具」47 件 (13.9%)、「動力クレーン等」37 件 (10.9%)、「金属加工用機械」14 件 (4.1%) となっている。

第 11 次期間中の死亡者数は 10 人で、ブロック・タラップ・開口部などからの「墜落・転落災害」で 4 人、玉掛けロープ等の切断、クランプの外れなどによる吊り荷の「飛来・落下災害」で 3 人、部材等による「はさまれ災害」で 2 人、「おぼれ災害」で 1 人となっている。

イ 建設業

平成 19 年以降の死傷者数の推移は、274 人 (H19 年)、235 人 (H20 年)、180 人 (H21 年)、205 人 (H22 年)、197 人 (H23 年)、234 人 (H24 年) で、最終年である平成 24 年は、対 H19 年比で 40 人、14.6%の減少となったが、平成 21 年に最少値を示した以降、増加の傾向である。

第 11 次期間中の死傷災害 1,051 件を「事故の型別」に見ると、「墜落・転落」407 件 (38.7%)、「飛来・落下」122 件 (11.6%)、「はさまれ・巻き込まれ」114 件 (10.8%)、「切れ・こすれ」103 件 (9.8%)、「転倒」84 件 (8.0%)、「激突」57 件 (5.4%)、「激突され」42 件 (4.0%) となっている。

また、起因物別で見ると、「建築物・構築物」318 件 (30.3%)、「用具」138 件 (13.1%)、「材料」123 件 (11.7%)、「動力運搬機」92 件 (8.8%)、「建設用機械」67 件 (6.4%)、「木材加工用機械」77 件 (7.3%)、「動力クレーン等」36 件 (3.4%) となっている。

第 11 次期間中の死亡者数は 21 人で、屋根・はり・足場・地山斜面等からの「墜落・転落災害」で 9 人、車両による「はさまれ災害」で 3 人、「転倒災害」で 2 人、「飛来・落下災害」「崩壊・倒壊災害」で各 1 人、「交通事故」で 5 人となっている。

ウ 道路貨物運送業

平成 19 年以降の死傷者数の推移は、215 人 (H19 年)、177 人 (H20 年)、157 人 (H21 年)、194 人 (H22 年)、159 人 (H23 年)、164 人 (H24 年) で、最終年である平成 24 年は、対 H19 年比で 51 人、23.7%の減少となった。

第 11 次期間中の死傷災害 851 件を「事故の型別」に見ると、「墜落・転落」314 件 (36.9%)、「はさまれ・巻き込まれ」93 件 (10.9%)、「転倒」92 件 (10.8%)、「激突」65 件 (7.6%)、「交通事故」61 件 (7.2%)、「飛来・落下」45 件 (5.3%)、「激突され」41 件 (4.8%) となっている。

また、起因物別で見ると、「動力運搬機」453 件 (53.2%)、「建築物・構築物」112 件 (13.2%)、「荷」86 件 (10.1%)、「用具」66 件 (7.8%)、「材料」41 件 (4.8%) となっている。

また、道路貨物運送業においては、その発生場所は荷の注文主の事業場構内等の

発生が約7割を占めている。

第11次期間中の死亡者数は8人で、「交通事故」が5人で全体の半数以上を占め、ほか「激突災害」「激突され災害」「おぼれ災害」が各1人となっている。

エ 林業

平成19年以降の死傷者数の推移は、61人（H19年）、56人（H20年）、58人（H21年）、65人（H22年）、70人（H23年）、54人（H24年）で、最終年である平成24年は、対H19年比で7人、11.5%の減少となった。

第11次期間中の死傷災害303件を「事故の型別」に見ると、「切れ・こすれ」73件（24.1%）、「飛来・落下」61件（20.1%）、「激突され」52件（17.2%）、「墜落・転落」35件（11.6%）、「転倒」35件（11.6%）、「はさまれ・巻き込まれ」17件（5.6%）となっている。

また、起因物別で見ると、「環境等」175件（57.8%）、「木材加工用機械」68件（22.4%）、「動力運搬機」18件（5.9%）となっている。

第11次期間中の死亡者数は9人で、伐倒作業中での伐倒木の「飛来・落下災害」で4人、そのうち、かかり木処理中が2人である。

オ 第三次産業

平成19年以降の死傷者数の推移は、522人（H19年）、520人（H20年）、486人（H21年）、493人（H22年）、505人（H23年）、564人（H24年）で、最終年である平成24年は、対H19年比で42人、8.0%の増加となった。

平成19年と平成24年を比較すると、小売業では124人から136人に、社会福祉施設では59人から82人に、飲食店では26人から47人に、それぞれ増加した。

第11次期間中の小売業の死傷災害615件を「事故の型別」に見ると、「転倒」175件（28.5%）、「交通事故」92件（15.0%）、「墜落・転落」76件（12.4%）、「切れ・こすれ」63件（10.2%）、「動作の反動等」63件（10.2%）、「はさまれ・巻き込まれ」32件（5.2%）となっている。

第11次期間中の社会福祉施設の死傷災害329件を「事故の型別」に見ると、「動作の反動等」116件（35.3%）、「転倒」83件（25.2%）、「交通事故」49件（14.9%）、「墜落・転落」22件（6.7%）となっている。

第11次期間中の飲食店の死傷災害188件を「事故の型別」に見ると、「転倒」57件（30.0%）、「切れ・こすれ」36件（18.9%）、「高温物等との接触」33件（17.4%）、「墜落・転落」21件（11.1%）となっている。

(2) 事業場規模別労働災害発生状況

第11次防期間中の事業場規模別の労働災害発生状況を見ると、労働者数「1～9人」2,053人（26.4%）、「10～29人」2,242人（28.8%）、「30～49人」1,110人（14.0%）、「50～99人」1,086人（14.0%）、「100～299人」916人（11.8%）、「300人以上」367人（4.7%）となっており、労働者数50人未満の中小規模事業場における労働災害が69.5%を占めている。

(3) 特定災害にかかる労働災害発生状況

ア 機械による労働災害

機械（原動機、動力伝達機構、木材加工用機械、建設用機械、金属加工用機械、一般動力機械、動力クレーン等、動力運搬機）による死傷者数は、第 11 次防期間中に 2,311 人で、全災害の 29.7%を占めている。業種別に見ると、「製造業」1,051 人（45.5%）、「道路貨物運送業」474 人（20.5%）、「建設業」319 人（13.8%）、「林業」106 人（4.6%）となっている。

機械による死亡者数は、36 人で全体の 4 割を占めている。

業種別に見ると、「製造業」11 人（30.6%）、「建設業」10 人（27.8%）、「道路貨物運送業」7 人（19.4%）などとなっている。

イ 墜落・転落による労働災害

第 11 次防期間中の墜落・転落による死傷者数は、1,558 人で、全災害の 20.1%を占めている。

業種別に見ると、「建設業」407 人（26.0%）、「製造業」333 人（21.3%）、「道路貨物運送業」314 人（20.1%）となっている。

死亡者数は、21 人で全体の 23.1%を占めている。

業種別に見ると、「建設業」9 人（42.9%）、「製造業」7 人（33.3%）、「商業」3 人（14.3%）、「林業」1 人（4.8%）などとなっている。

ウ 交通労働災害

第 11 次防期間中の交通労働災害による死傷者数は 563 人で、全災害の 7.3%を占めている。

業種別に見ると、「商業」113 人（20.0%）、「通信業」91 人（16.1%）、「道路貨物運送業」61 人（10.8%）、「製造業」46 人（8.2%）などとなっている。

また、同期間中の交通労働災害による死亡者数は 22 人で、全体の 24.2%を占める。